

クラランスパートナーー行動規範

輸送 行動規範

2023

目次

概要 / 3

第1章 / 5

輸送業者が使用する車両

第2章 / 6

輸送業者の従業員

第3章 / 7

輸送業務

第4章 / 9

章一輸送の安全性

第5章 / 11

損害発生時の手続き

第6章 / 12

責任一保険

第7章 / 14

持続可能な開発への貢献

第8章 / 15

業務委託

はじめに

クラランスグループは、その活動の一環として、輸送契約または貨物輸送契約を通じて、輸送業者および貨物輸送業者を利用している。

輸送業者/貨物輸送業者（以下「輸送業者」）へ業務を委託する前に、クラランスグループは、輸送業者に対し、クラランスグループにとり重要な特定の基本原則、ならびに有効な全ての基準、法的規定および規制を尊重することを確約するよう求めている。

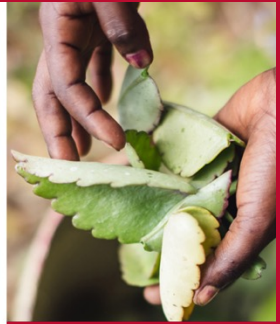
本輸送行動規範は、クラランスグループに直接または間接的に輸送業務を提供するあらゆる輸送業者に適用される主要原則および運営方法を定義するものである。

本輸送行動規範は、クラランスグループに属する会社またはクラランスグループパートナーが、クラランスグループの利益のために直接的または間接的に輸送業務を提供する目的において、輸送業者と締結する輸送契約に適用される。

本輸送行動規範の附属書1には、場合により、輸送業務が提供される場所および/または輸送業者および/または事業主に適用される法令に従い、輸送業務の提供に適用される法令上の規定が詳細に記載されている。

クラランスグループのパートナー（以下「パートナー」）は、クラランスグループの利益のために直接または間接的に輸送業務契約を締結している輸送業者へ対し、以下に記載する条件を細心の注意をもって順守すること、また適切な場合（例えば貨物輸送業者の場合）、全ての代理業者/下請業者による本輸送行動規範の順守を保証することを約束するものとする。

さらにパートナーは、しばしば暴力および/または欺瞞を伴う盗難のリスクを考慮し、委託された製品を確実に保護することの絶対的な必要性を十分に認識しているものとする。



クラランスパートナー行動規範

第1章

輸送業者が使用する車両

輸送業者が使用しなければならない車両の種類は、事業主が確認する。

あらゆる状況において、また輸送拒否の条件として、車両は以下の条件を満たしていなければならない：

- ここに列挙されたものだけでなく、委託された商品の輸送に適用される全ての法令、特に使用する車両の種類に適用される社会的規制および輸送規制を尊重していること；
- 車両の内部および外部がよく整備され、清潔であること。輸送業者は、トラックコンテナを定期的に、また必要であれば輸送の都度、以前に輸送した商品および積載した商品の性質に応じ適切に清掃しなければならない。



第2章

輸送業者の従業員

輸送業者の運転者は、適切な服装および態度を備え、礼儀正しく、有効な身分証明書の原本を所持し、経験、慎重さおよび節度といった通常の状態を尊重しなければならない。

運転手は、車両の運転、技術機器の操作、また必要に応じ、輸送される製品の性質、特に製品が危険なものである場合には、通常必要とされる専門的な技能および免許を有していなければならない。

荷物の積み降ろしでクラランスグループの倉庫または工場に立ち入る前に、輸送業者は、たとえそれが不定期であったとしても、倉庫およびその運転手に関しクラランスグループが送付したセキュリティ規約書に署名し、常に適切なセキュリティ規約書を所持していなければならない。さらに一般的に言えば、輸送業者は、作業現場において施行されているセキュリティおよび操作規定を尊重する義務を負う。運転手は、同伴者なしに、クラランスグループの敷地内または倉庫内を自由に移動することは認められていない。

プラットフォームで作業する運転手は、安全靴および安全ベストを必ず含む、特に輸送する製品の性質に応じて必要または有用な全ての必要な安全保護装備を着用しなければならない。

作業現場に立ち入ることができるのは、運転手（2チームの場合は乗務員）のみである。車両に同乗しているその他のいかなる人物も、施設へ立ち入ることは許可されていない。

運転手が車両に同乗者を乗せるすることは固く禁じられている。

第3章

輸送業務

輸送業者は、一般的な慣行および有効な法令に従い、委託された業務の遂行において、その技術的能力、経験および勤勉さの全てをもって事業主に提供する（輸送業者は、業務に適用される法令が変更された場合も拘束されるものとする）。特に労働条件（入社年齢、労働時間、夜間労働など）、休憩、有給休暇および衛生、安全および労働条件に関する関連規則を尊重しなければならない。

輸送業者は、可能な限り、高速道路およびエクスプレイスウェイのみを利用して輸送業務を遂行することを確約する。

法令上の特別な制約がある場合を除き、（積地から受渡地までの）走行時間が4時間半以内の場合、輸送業者は、運転者が休憩を取り、かつ、事前にガソリンを満タンにした状態で荷卸し地に到着し、休憩/中断することなく輸送業務を提供できるようにしなければならない。一般的に、輸送業者は、適用される法令を常に尊重しつつ、輸送中の休憩を可能な限り制限するよう最善を尽くすものとする。同一の輸送業務において、2名の乗務が予定されている場合、当該業務は、可能な限り直行かつ安全な経路を使用し、業務の時間にかかわらず、休憩（運転手交代のための断続的な休憩を除く）なく実施するものとする。

クラランスグループの直接的または間接的な利益となる輸送業務には、厳密には輸送とは別に、事業主との

1 フランス法固有の規定 - 付属書1参照



第3章

輸送業務

合意により設定された配送スケジュールの順守、および正確な温度監視および管理による温度管理下での商品の保管が含まれる。

荷物積み降ろしの曜日および時間を厳守しなければならない。輸送業者が遅刻または配達に間に合わない場合、速やかに事業主へ連絡しなければならない。また事業主は適切な措置を講じるものとする。配達が過度に遅れた場合、または何度も遅れた場合、対応する料金を輸送業者へ請求することができる。

輸送業者へ、クラランスグループの倉庫または工場において、満車車両の積み込みおよび/または積み降ろしのための作業時間は2時間であることを知らせる。

出発または到着時、運転手は商品の受取および発送担当者のところへ行き、輸送および配達書類を渡す。車両が空になる、または車両への積み込み完了後、運転手は、場合によっては、責任者の署名と受取人の印鑑が押印された請求または引当金が記入された輸送および配達書類の写しを持ち帰る。

輸送業者は、製品の完全性および梱包を保証するため、クラランス製品の上に何も積み重ねてはならない。輸送業者は、クラランス製品を汚染する可能性のある第三者の商品を輸送することを禁じられている。

輸送業者は、輸送中に事故または遅延が発生した場合、直ちに事業主へ報告しなければならない。

2 「カボタージュ」に関するフランス法固有の規定—付属書1参照



第4章

輸送の安全性

製品の価値を考慮し、トレーラーバン付きトラック、冷蔵庫または盗難防止用防水シート（硬化鋼製の金属製ケーブルグリッドを囲む2層構造の防水シート）を装備したトーチライナーで輸送するものとする。



製品の輸送に適したセキュリティレベルを確保するため、以下の予防措置を講じるものとする：

- 輸送業者は、本業務を提供するためGPS追跡機能を備えた車両を使用し、外部からの開錠を防止するキャビンの集中ロックシステムを備えるものとする。金属ペレットはトレーラーまたはコンテナのドアに規則的に取り付けられ、その番号は輸送書類に読みやすく表示され、運転手はトレーラーのドアを適合したロック（規格DIN EN 12320クラス5以上）で規則的に施錠するものとする。
- 運転手が日常的に休憩を取る場合、または輸送中に規制上の休憩を取らなければならない場合、運転手はこの目的のための安全な区域で停車または休憩を取らなければならない（最低限、駐車区域は照明があり、ビデオ監視システムがなければならない）。輸送業者は、そのような停車/休憩に利用可能な安全区域のリストを、事業者と共に確認するものとする。市街地または市街地から10キロメートル未満にある駐車場は、原則として安全な場所とはみなされないと規定されている。さらに運転手は、自宅での停車/休憩を固く禁じられている。
- ステーションを出発する前に、運転手はペレットの完全性（番号を含む）およびロックを確認する。疑わしい場合は、運転手が目視で貨物を検査する。この検査で貨物の全部または一部の盗難が判明した場合、運転手は直ちに地元警察へ通報し、調書を作成する。輸送を再開する前に、管轄のテリトリーサービスへ系統的に報告書が提出される。

第4章

輸送の安全性

- さらに運転手は、後部ドアから荷物にアクセスすることができないよう、トレーラーの後部が障害物（壁、閉鎖物、他のトラックなど）に対面するように駐車し、いかなる場合でもトレーラーのフックを外さないものとする。
- 積み込みの少なくとも1時間前までに、輸送業者は、トレーラーの登録番号、トラクター、ドライバーIDおよび関連する輸送指示書を電子メールで体系的に送信するものとする
- 輸送業者は、貨物、経路、目的地および休憩場所に関する情報を極秘に取り扱うものとする。これらの情報は、本業務の提供以外の目的で、輸送業者およびその運転者が利用することはできない。
- 運転者は、理由の如何を問わず、荷卸し場所および/または時間および/または行程の変更、および/または輸送/配達の業務条件の変更に関するあらゆる指示を電話で受けた場合、当該指示の正確性を確認するため、主たる事業主へ電話にて確認しなければならない。
- クラランスグループは、特定の輸送指示に関する特定の安全対策へ対し、輸送業者へ同意を求めることができる。



第5章

損害発生時の手続き

荷降ろし時に問題が発生した場合、受取人は輸送書類に関する問題を正確、的確かつ明瞭に説明しなければならない。輸送業者は、翌日、事業主およびクラランスグループの輸送担当部署に、問題を記載した輸送書類の2つ目の写しをファックスまたは電子メールにて送付するものとする。商品の盗難があった場合、速やかに報告しなければならない。

本業務が下請けである場合、輸送業者は、その下請け業者に対し、法的期限内に受領証明付きの配達証明郵便で問題を通知し、適用される法令で定められた手続きを行うものとする。

商品が破損している場合、輸送業者は、分析または破棄のため、所有する破損商品を直ちに事業主へ返還するものとする。

いかなる場合においても、輸送業者は、破損した商品そのものを保管または破棄することはできない。

回収された、破損商品の輸送業者による販売は、明示的に禁止されている



3フランス法固有の規定—付属書1参照

第6章 責任—保険

輸送業者は、商品を車両へ積み込んだ時点から責任を負う。

輸送業者は、特に以下の責任を負う：



- 車両の運転業務、またはその下請業者または代理業者の運転業務；
- その従業員および設備、またはその下請業者または代理業者の従業員および設備；
- 製品が車両に積み込まれた時点から、事業主が指示した場所へ配達されるまでの間に、輸送される製品に加えられた直接的な損害、その損失または破壊。

その責任は、輸送業務中に商品に起こった何らかの出来事により、配達後に発生する可能性のある人体または機器の損害におよぶ。

- 輸送業者は、本業務を提供する過程において、事故、火災、盗難、その他理由の如何を問わず、委託された器具または商品、および特に以下の責任に対し、事業主、クラランスグループ、クラランスグループの代理人、第三者が被る可能性のあるすべての損害を補償する、支払い能力があると認められる保険会社による保険に加入しなければならない：
- その行為に対する職業的民事責任（雇用者の理不尽な過失を対象とする）
- 輸送業者の契約上の責任



第6章

責任—保険

事業主は輸送業者に対し、随時、以下の事項を求めることができる：

- 貸借対照表および決算を含む会社の税務報告書
- 輸送業者の保険加入証明書

第7章

持続可能な開発への貢献

クラランスグループは、その活動において持続可能な開発に特に配慮している。輸送業者は、温室効果ガスの排出および汚染を制限するための対策を実施することにより、この取り組みに参加することが求められている。

特に：



- 輸送業者は、エコドライブの訓練を受けた運転手の割合（書類による確認が行われる場合がある）およびEuro 5およびEuro 6タイプのトラックの割合を、事業主へ提供しなければならない；
- クラランスグループは、訓練を受けていない運転手に対して、少なくともエコドライブについて適切な情報を提供することを要求している；
- Euro5およびEuro6のトラクターのみ、クラランスグループの敷地への立ち入りが許可されるものとする。



第8章

業務委託

輸送業者は、その事業主の明示的な事前の同意がない限り、本業務の全部または一部を再委託することはできないものとする。

いかなる場合においても、輸送業者の下請業者/代理業者は、輸送業務そのものを再委託することはできないものとする。輸送業者とその下請業者との間で交わされる契約書に、この旨を明示するものとする。下請業者/代理業者は、本輸送行動規範において輸送業者が負担する全ての義務を尊重するものとする。

輸送業者は、本輸送行動規範および関連施設の現場に関連するあらゆるセキュリティプロトコルを、その下請業者/代理業者に送付することを確約する。

輸送業者は、本業務を、その登録手続きにより参照される下請業者にのみ再委託することを確約する。輸送業者は要求に応じ、下請業者の登録手続きをクラランスグループへ提出するものとする。

輸送業者は、フレイトエクスチェンジで見つけた下請業者に、クラランスの製品を決して取り扱わせないことを確約する。

輸送業者は、潜在的な下請業者/代理業者により提供されるサービスおよびそれらの業者が本輸送行動規範を厳格に順守することについて、引き続き責任を負うものとする。

⁴フランス法固有の規定－付属書1参照



附属書1

業務が提供される場所に応じ適用される特定の規定/
輸送業者および/またはその事業主に適用される法的
規定

フランス法

第3章－輸送業務を完成させる具体的な規定

事業者がフランスの企業である場合、輸送業者は、不法雇用の防止および処罰に関する法的規定に拘束され、フランス労働法典D8222-5条（場合によりD8222-7条およびD8222-8条）およびD8254-2条に規定される情報ならびにフランス労働法典D8254-2条に基づき雇用され雇用許可の対象となる外国人従業員の指名リストを、6ヶ月ごとに事業者に提出しなければならない。

カボタージュ制度

「カボタージュ」とは、欧州共同体の免許を持つが、フランスに主たる営業所を持たない欧州の輸送業者が、フランス領内で一部の輸送業務を提供するために一時的に与えられるオプションのことである。

フランス領内において、直接または間接的にクラランスグループのために業務を行う欧州輸送業者は、「カボタージュ」に関するフランスの法律（2009年12月8日付法律2009-1503号）を尊重することを確約する。この法律では、「カボタージュ」は必ず国際輸送に付随するもの、または国際輸送に連続するものでなければならないと定めている。

フランス内での荷降ろしを伴う国際輸送の場合、商品の荷降ろし後、フランス領内での3回の作業を限度として「カボタージュ」が許可される。これら3回の「カボタージュ」作業は、国際輸送された商品を降ろした時点から7日以内に行わなければならない。「カボタージュ」は、国際輸送に使用された車両と同一の車両、または複数の車両の場合は同一の自動車で実施されなければならない。

フランス法

フランス国外への荷降ろしを伴う国際輸送の場合、フランス領内での「カボタージュ」作業は、空車の入国から最大3日以内に1回のみ行うことができる。「カボタージュ」作業は、国際輸送された商品の荷降ろしから7日以内に完了しなければならない。

輸送業者は、「カボタージュ」の利用を厳しくするようなフランスまたは欧州の法律または規制の変更に厳格に従う義務を負う。

第5章－損害発生時の手続きを完成させる具体的な規定

フランス法に基づき下請契約を行う場合、輸送業者は、自社の下請業者に対し、関連する全ての予約を、法定期限内に受領証明付きの書留郵便で確認とともに送付し、フランス商法L133-3条に規定される全ての手続きを行うものとする。

第8章－業務委託を完成させる具体的な規定

輸送業者は、フランス商法L132-8条に基づき、クラランスグループ、ならびに輸送された製品の荷送人または荷受人に対し、下請業者から請求される可能性のあるあらゆる請求に対し、保証するものとする。





GROUPE
CLARINS

The logo for Groupe Clarins features a dark red, curved arch above the text. The word "GROUPE" is written in a small, black, sans-serif font, centered under the arch. Below it, the word "CLARINS" is written in a larger, black, serif font, also centered under the arch.